

## 第2章 津島市におけるPFI事業導入の考え方

### 1. 基本的な考え方

近年の景気低迷を背景として、国、地方自治体を問わず財政運営の厳しさが深刻の度を増していることは周知のとおりであるが、過去の社会資本ストックに関する維持費の増加等財政危機が慢性化しています。また、複雑かつ多様化する住民ニーズに対応した公共サービスの提供を従来の手法によって行うことが困難となってきました。

このような状況においてPFIは、前述したとおり、民間の創意工夫により、事業コストの削減や公共サービス水準の向上が期待されるほか、財政支出の平準化や民間に新たなビジネスチャンスを与えるなど、財政構造改革や市民サービス向上、産業振興などの面からも、今後積極的に取り組むべき事業手法と考えられます。

ただし、PFIは従来手法と比較し、民間事業者の募集、評価・選定などに時間がかかること、事業のPFI適性を判断する可能性調査の費用や法務・財務等のアドバイザー費用などのコストが発生することから、事業実施に当たっては、事業担当課において早期に検討を開始するとともに、事業のPFI適性についての評価を組織的に行うことが必要です。

各種事業の実施に当たって、事業の内容、財源、スケジュール等の諸要件を勘案しながら、民間事業者に行わせることが適切と思われるものについて、PFI導入を積極的に検討することとし「津島市PFI調整会議」の設置により、事業実施の優先順位が、高く、一定の基準に該当する事業について、事業担当課における検討結果を検証し、PFIが適すると判断した事業について全庁的に推進するものとします。

### 2. 検討対象事業

PFIの対象事業については、PFI法で「公共施設等」と定義されており、市としても幅広く検討することとしますが、下記のいずれかに該当する場合は、基本構想程度（事業規模、業務内容等について想定できる程度）の検討がなされPFI検討調書及び関係資料を作成の上、企画政策課に提出し「津島市PFI調整会議」においてPFI事業としての適性を検討するものとします。

#### 【必ずPFIの導入を検討する事業】

- 初期建設費用が10億円以上の事業
- 単年度の維持管理・運営費用が1億円以上の事業
- 民間を活用することによりサービスの著しい向上が見込める場合や事業収入が発生する事業

次に該当する事業は、P F I 検討調書の提出について、企画政策課と協議の上、個別に判断するものとします。

● P F I 事業に対し国の補助金が交付されない事業（平成 16 年 3 月内閣府発表「地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」より）

① P F I 事業に対する補助金の交付について検討中のもの

【総務省】消防施設

【厚生労働省】保健衛生施設

【経済産業省】商業基盤施設

【環境省】自然公園

② B O T 方式に対する補助金の交付については検討中のもの

【厚生労働省】水道施設

【農林水産省】農道、かんがい排水施設、圃場、農業集落排水施設

③ B O T 方式に対する補助金の交付はできないもの

【厚生労働省】ケアハウス、保育所、勤労者家庭支援施設

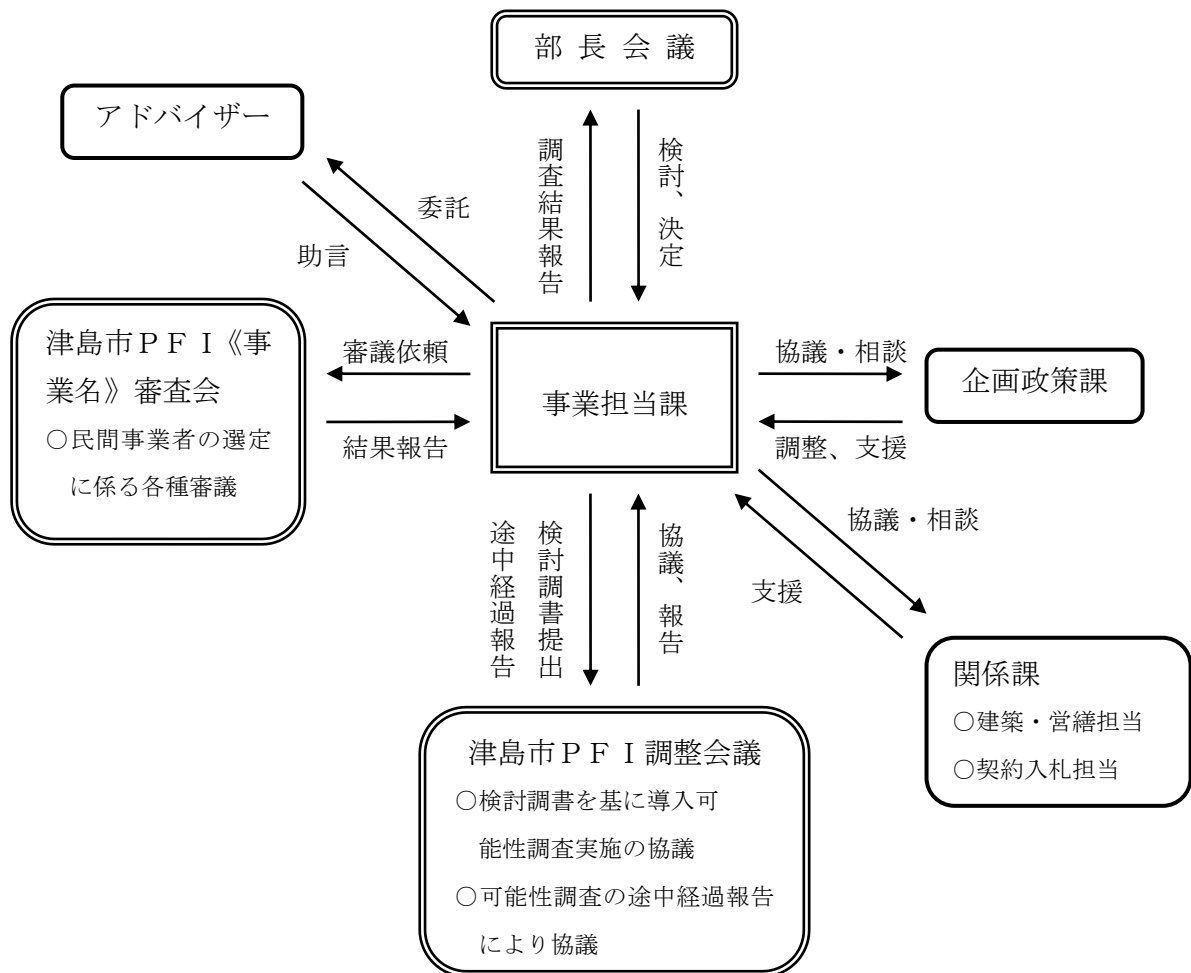
【農林水産省】家畜排せつ物処理施設、農林業等活性化基盤施設、種子種苗生産施設

【環境省】合併処理浄化槽

### 3. PFI手法の検討体制

PFIは、あくまでも事業実施手法の一つであり、その検討は基本的には、事業担当課が必要に応じて企画政策課と相談、協議を行いながら実施することとなりますが、様々な角度からの検討やノウハウの蓄積が必要であることから、庁内の横断的な検討組織である「津島市PFI調整会議」及び事業者選定等を行う「津島市PFI《事業名》審査会」を設置し、総合的な検討及び審査を行うこととします。

#### <取組体制のイメージ>



## **(1) 部長会議**

P F Iにおける導入や実施に関する判断を行います。

## **(2) 事業担当課**

市の実施すべき事業について、事業の発案からP F I手法が適切か否か事業手法の検討を行い、P F I事業として適当とした場合、企画政策課及び関係課と法制度面、技術面、財務面等の検討を行い、P F I検討調書等を作成し「津島市P F I調整会議」において協議され、P F Iが適すると判断された場合、予算措置について財政当局と調整を行うものとします。

P F I手法による事業の実施については、次章において示す「第3章 津島市におけるP F I事業実施の基本的な手続」により実施方針の策定から事業者の選定までの一連の手続において、公正性、透明性さらには相応の専門性を確保するため、外部有識者を含めた「津島市P F I《事業名》審査会」を設けることとし、事務局は事業担当課が担うものとします。また、民間事業者から発案があった場合、事業担当課が窓口となり、調整や手続を行います。

## **(3) 企画政策課**

P F I手法は、民間事業者との長期契約に基づく事業であり、13 ページで示した5原則・3主義を確保するための手続が求められることから、事業担当課とは異なる客観的な立場で事業プロセスをチェックするとともに、各種手続を適正に進めるため、事業担当課に対し必要な支援を行います。

また、民間事業者から所管課の定まっていない事業の提案があった場合は、企画政策課が窓口となり、担当課となるべき部署の調整等を行います。

なお、「津島市P F I調整会議」の事務局は企画政策課が担うものとします。

## **(4) 津島市P F I調整会議**

津島市におけるP F I導入を推進し、庁内における統一した調整・判断を行います。

特にP F Iの導入検討の際、事業担当課に対する予算的・人的な検討や、公共施設等の整備を進める際に事業担当課から提出されたP F I検討調書等を基に総合的な検討を行い、P F Iの適否及びP F I導入可能性調査について協議を行います。

また、民間事業者からの発案について、公共性、必要性、優先性等を検討し適否を協議します。

① P F I導入可能性調査が必要とされた事業については、事業担当課がこれを実施することになりますが、調査の途中経過をP F I調整会議に報告することとします。

② P F I調整会議の委員は、総合政策部長、総務部長、まちづくり推進部長、企画政策課長、人事課長、財政課長、都市計画課長及び事案に関係ある部長、課長等をもって充てることとし、総合政策部長が議長となります。

③ P F I 調整会議の設置及び運営に係る詳細については、別途定めるものとします。

#### **(5) 津島市 P F I 《事業名》 審査会**

P F I 事業を進めるに当たって、公正性、透明性を確保しながら、実施方針の策定から事業者の選定等を審議するために設置します。

なお、総合評価一般競争入札により事業者を選定する場合、学識経験者 2 名以上の意見聴取が必要（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項）ですが、本委員会の委員がこれを兼ねるものとします。

① 設置の時期は、実施方針の策定前とします。

② 審査会の委員は、市長公室長、及び事業を所管する部長と、外部の委員（P F I に精通した学識経験者、その事業分野に精通した専門家、金融実務者等）で構成します。

③ 委員長は、透明性、公平性を確保するため外部の委員の中から選任します。

④ 審査会は、P F I 事業に関する実施方針の策定、特定事業の選定・V F M の検証、募集要項の検討、事業者選定に関する事項等について審議します。

⑤ 審査会の設置及び運営に係る詳細については、別途定めるものとします。

#### **(6) アドバイザー**

P F I 手法の導入にあたっては、金融、法務、技術の各分野にわたる専門的な知識やノウハウが必要となるため、専門的知識を有するコンサルタントとアドバイザリー契約を締結します。

## <津島市におけるPFI導入の検討手順>

